

石巻専修大学進学サポート奨学生 よくあるお問合せ

申請者の出身校について

Q 1. 定時制高校は対象になりますか。

A 1. 対象となります。

Q 2. 高卒認定や通信制の学校は対象になりますか。

A 2. 対象となります。

Q 3. 高等専門学校は対象になりますか。

A 3. 3年次修了見込みの者は、対象となります。なお、高等専修学校、専門学校は対象ではありません。

申請書類について

Q 4. 複数の入学者選抜制度に出願する場合、申請書類はそれぞれ提出する必要がありますか。

A 4. それぞれ提出する必要があります。各入学者選抜制度の出願期間内に申請書類を全て揃えて提出してください。

Q 5. 単身赴任の親や一人暮らしの兄弟の住民票は必要ですか。

A 5. 必要です。同一生計の家族全員の住民票をご提出ください。

Q 6. 住民票に本籍の記載は必要ですか。

A 6. 特に必要ありません。

Q 7. ひとり親家庭の場合でも、父母両方の住民票や所得証明書を提出する必要がありますか。

A 7. 離婚等ですでに別生計になっている場合は、家計を一にしている父母どちらか一人分をご提出ください。

Q 8. 離婚調停中の場合は、父母両方の住民票や所得証明書を提出する必要がありますか。

A 8. 申請時点で離婚が成立していない場合は、父母両方の書類が必要です。ひとり親家庭とは見なされません。

Q 9. 寮に住んでいるため住民票を移しています。住民票の代わりに家族全員を証明できる戸籍謄本を提出しても良いですか。

A 9. 家族関係が記載されている戸籍謄本の提出でも構いません。

収入・所得の基準について

Q 10. 給与所得の場合、所得証明書の「所得金額」、「収入金額」どちらの金額で選考されますか。

A 10. 「所得金額」です。

Q 11. 令和6年度所得証明書（令和5年1月～12月分）では、父母合わせた所得が申請資格の510万円を超えていますが、今年父が退職した（する）ため、510万円を下回る見込みの場合は申請できますか。

A 11. 令和6年度所得証明書（令和5年度分）記載の所得を対象としているため、申請できません。

国の「高等教育の修学支援新制度」（日本学生支援機構の給付奨学金）（以下、修学支援新制度）との併用・重複申請について

Q 12. 高校等で修学支援新制度に申請をしていますが、進学サポート奨学生に申請することはできますか。

A 12. 申請することはできません。

修学支援新制度の申請中及び採用候補者（第1～第3区分）に決定している場合は、進学サポート奨学生に申請することはできません。

両制度を重複して申請することはできません。

Q 13. 修学支援新制度申請中に石巻専修大学に出願したため、進学サポート奨学生の申請は行いませんでした。その後、大学には合格しましたが、修学支援新制度の申請結果が「不採用」となりました。

今から進学サポート奨学生のための申請は可能でしょうか。

A 13. 出願時以外で進学サポート奨学生のための申請をすることはできません。別の入学者選抜制度で再出願する場合は、進学サポート奨学生制度を申請することができます。

Q14. 進学サポート奨学生に採用されていますが、大学入学後に修学支援新制度の申請を行うことはできますか。

A14. 修学支援制度に申請する場合、事前に進学サポート奨学生を辞退していただくこととなります。

なお、修学支援新制度が不採用となった場合でも、進学サポート奨学生は再度適用になりませんので注意が必要です。

★進学サポート奨学生と修学支援新制度を併給することはできません。

その他

Q15. 選考はどのように行われるのですか。

A15. 出願書類に基づき審査し、採用を決定します。本奨学生制度の申請の有無・選考結果は、入学者選抜の得点や合否には影響しません。

Q16. 過去の応募人数や採用倍率は公開していますか。

A16. 公表しておりません。